

株式会社 街づくりまんぼう

【平成 24 年度】

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 役員名簿
- (3) 事業報告書
- (4) 損益計算書又は正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表
- (6) キャッシュ・フロー計算書
- (7) 財産目録（作成していないため不添付）
- (8) 事業計画書

株式会社街づくりまんぼう
定 款

株式会社街づくりまんぼう

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社街づくりまんぼう と称する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 まちづくりに関する企画立案、調査ならびにコンサルタント業務
- 2 商業振興を図るための企画、指導及び情報提供ならびにコンサルタント業務
- 3 都市開発ならびに土地建物の有効利用に関する調査、企画立案、設計及びコンサルタント業務
- 4 観光、会議、集会等施設、駐車場、店舗その他施設の企画、建設及び運営業務
- 5 不動産の売買、交換、賃貸借、管理及びその仲介、斡旋ならびに不動産利用に関するコンサルタント業務
- 6 マンガキャラクター商品、出版物の企画、制作及び販売
- 7 マンガグッズ、工芸品、民芸品、食料品、清涼飲料、酒類、たばこ、日用品雑貨の販売業務
- 8 喫茶店、レストランの経営
- 9 各種イベント事業の企画立案、運営、指導及びチケットの委託販売事業
- 10 情報通信網を活用した石巻地域の名所、史跡、商店街の情報提供及び情報通信網通販の企画、立案、調整、調査及び運営業務
- 11 観光案内、旅行斡旋に関する業務
- 12 自動車による旅客運送事業
- 13 海上旅客運送事業
- 14 買い物代行業務及び購入商品宅配サービス業務
- 15 介護保険法に基づく在宅介護支援事業
- 16 介護保険法に基づく福祉用具の賃貸ならびに販売
- 17 損害保険の代理業務
- 18 広告代理店業務
- 19 上記各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を宮城県石巻市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告は、石巻市において発行する石巻日日新聞に掲載する方法とする。

(機関の設置)

第 5 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、4800株とする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。

(株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第 8 条 当会社は、当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及びその申込みの期日の決定は取締役会の決議によって行う。

(株式の売渡し請求)

第 9 条 当会社は、当会社の株式を相続その他の一般承継により取得した者に対し、株主総会の決議をもって、当該株式を当会社に売り渡すよう請求することができる。

(株券の不発行)

第 10 条 当会社は、株式に係る株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 11 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2. 前項におけるその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が、前項の請求書に第 14 条に定める届出印を押印できないときは、実印を押印し、印鑑証明書（作成後 3 か月以内のもの）を提出しなければならない。
3. 第 1 項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は登録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 12 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。

2. 前項の請求の場合には、株主が前項の請求書に第 14 条による届出印を押印するものとする。株主が届出印を押印できないときは、実印を押印し、印鑑証明書（作成後 3 か月以内のもの）の提出をもってこれに代えることができる。
3. 質権の登録又は信託財産の表示の抹消についても前二項に準ずる。

(手数料)

第 13 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 14 条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 15 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会決議事項)

第 16 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(招 集)

第 17 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 18 条 株主総会を招集するには、株主総会の日の 1 週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第 19 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集する。ただし、取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第 20 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多數をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第 21 条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2. 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 22 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 23 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 24 条 当会社の取締役は、3名以上17名以内とする。

(取締役の選任及び解任の方法)

第 25 条 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 26 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 27 条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

2. 代表取締役のうち1名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。

3. 取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役部長を選定することができる。

4. 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

第 28 条 取締役会は、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、これに代わって招集する。

2. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 5 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

3. 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第 29 条 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 30 条 取締役が、取締役会の会議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

2. 取締役が取締役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第 363 条第 2 項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

第 31 条（相談役及び顧問）

取締役会の決議により相談役及び顧問を置くことができる。

(取締役会議事録)

第 32 条 取締役会の議事については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規則)

第 33 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則によるものとする。

(報酬等)

第 34 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監 査 役

(監査役の員数及び権限の範囲等)

第 35 条 当会社の監査役は、2名以内とする。

2. 当会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

(監査役の選任及び解任の方法)

第 36 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(監査役の任期)

第 37 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第 38 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 40 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2. 前項に定める場合のほか、当会社は基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。
3. 剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以上は当会社の定款であります。

平成 23 年 9 月 2 日

宮城県石巻市中瀬 2 番 7 号
株式会社街づくりまんぼう
代表取締役 西條 允敏

